

注意事項

○支給対象となる方の条件（次の1から5の全ての条件を備えることが必要です。）

- 1 生徒本人が高等学校等に在学していること
- 2 生徒本人が日本国内に住所を有していること
- 3 過去に、高等学校等を卒業又は修了していないこと
- 4 過去に高等学校等に在学したことがある場合、在学期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと
- 5 保護者等（※1）の収入の状況が一定の基準（※2）を超えていないこと

※1 保護者等とは、原則、親権者を指します。

なお、親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に「保護者等」に該当させることとなります。

※2 保護者等全員の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合計額が304,200円未満であること。

○個人番号カード（写）等貼付台紙

- ・ 「個人番号カード（写）等貼付台紙」に、保護者等全員の「個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面）」を貼付し、提出してください。
- ・ 個人番号カードの写しが提出できない場合は、保護者等の個人番号が記載された住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書の原本又はコピーを貼付台紙に添えて提出してください（台紙に貼付する必要はありません）。
- ・ 親権者の1人が控除対象配偶者である場合でも、「個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面）」の提出は省略できません。保護者等全員分を提出してください。
- ・ 「個人番号通知カードの写し」は原則として使用できません。ただし、「個人番号通知カード」の記載事項を変更すべき事由が発生しておらず記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に「個人番号通知カード」の変更手続きが完了している場合に限り、「個人番号（マイナンバー）カード」の写しの代わりに「個人番号通知カード」の写しを提出することは可能です。
- ・ 提出されたマイナンバーにより、三重県私学課で税額の照会をすることで、就学支援金の認定審査を行います。
- ・ マイナンバーを提出された方は、収入の年度が切り替わる時期に、その都度税額照会をして認定審査を行います。収入年度切り替わり時期での届出は不要です。
- ・ 収入申告（源泉徴収又は青色申告）を行っていない方は、税額の照会ができないため、申告をしてください。詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

○市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類

- ・ マイナンバーを提出できない方は、「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を提出してください。
- ・ すべて原本を提出してください。
- ・ 「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」とは、「所得課税証明書」、「課税証明書」、「市民税・県民税（所得・課税）証明書」など、市町村で発行される書類です。市町村によって名称が異なりますのでご注意ください。また、当該証明書の様式に必要事項が記載されない場合は、別紙2「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」又はこれに代わる書面も併せて提出していただきます。
- ・ 生活保護受給証明書は、非課税世帯であることが確認できますので、「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」として利用できます。
- ・ 市町村の窓口で請求される場合には、別紙2をお持ちいただき「高校の授業料の収入審査に必要なので、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類をください」と請求してください。請求方法の詳細は、市町村の税務担当窓口で確認してください。
- ・ 収入審査は、保護者等の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合計が一定の基準を超えていないかどうかで判断しますので、原則、保護者等全員の「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を提出して下さい。ただし、①親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税を課されたとしても304,200円以上でないことが明らかな場合、②親権者が海外に在住し税が賦課されていない場合、③家庭の事情により、やむを得ず、親権者の1人が書類を提出できない場合には、親権者1人分の「市町村民税の課税標準額及び調整控除の額が確認できる書類」を提出して下さい。
- ・ 扶養親族でなく、収入申告（源泉徴収又は青色申告）を行っていない方は、所得を証明する書類は交付されません。詳しくは、市町村の税務担当窓口でご相談ください。

○次年度以降の届出

【マイナンバーを提出した場合】

- ・ 次年度以降の届出は不要となります。
- ・ 三重県私学課で毎年7～8月に税の照会を行い、支給要件を満たしていることが確認されれば、翌年の6月まで（又は卒業まで）の支給が決定されます。（通信制の場合は、学校により取扱いが異なります。）
- ・ ただし、在学期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）に達する場合は、37月以降（定時制・通信制は49月以降）の就学支援金は支給されません。

【マイナンバーを提出していない場合】

- ・ 毎年、6～7月に「収入状況届出書（2回目以降）」を提出していただく必要があります。
- ・ 届出により、支給要件を満たしていることが確認されれば、翌年の6月まで（又は卒業まで）の支給が決定されます。（通信制の場合は、学校により取扱いが異なります。）
- ・ ただし、在学期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）に達する場合は、37月以降（定時制・通信制は49月以降）の就学支援金は支給されません。

○変更事項の届出

- ・ 保護者等や収入状況に変更があった場合には、届出が必要です。（保護者の婚姻・離婚・死別、収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税標準額及び調整控除の額の変更等）
- ・ 届出により判明した収入状況に基づき、就学支援金が新たに支給される場合又は支給資格が消滅する場合があります。不当な手段により就学支援金を得た場合は、法律により罰せられることがありますのでご注意ください。

○休学時（支給停止の申出）

- ・ 休学する場合、就学支援金の支給停止を申し出ることが必要です。支給停止となった期間は、就学支援金支給対象期間（全日制は36月、定時制・通信制は48月）に含まれず、復学した場合、申出、又は、申請により支給対象期間と認定されます。
- ・ 休学中は授業料を徴収しないことから就学支援金は支給されません。ただし、休学時に就学支援金の支給停止を申し出ない場合には、休学期間は就学支援金が支給される上限期間（全日制は36月、定時制・通信制は48月）に含めてカウントされます。

○支給の終了

就学支援金の支給を受けていた方が、次のケースに至った場合は、引き続いて支給を受けることができません。

- ・ 生徒本人が高等学校等を卒業又は退学した場合
- ・ 休学等により、授業料が発生しない場合
- ・ 生徒本人が日本国内から移転した場合
- ・ 高等学校の在学期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えた場合
- ・ 保護者等となる者の変更等により、収入の状況が一定の基準（※2）に達した場合
- ・ マイナンバーの提出がなく、収入状況届を期日までに提出しない場合